

令和6年12月2日 保険証廃止

事業主
健保事務担当
の皆さまへ

これからの受診は マイナ保険証

社員の皆さんがマイナ保険証で受診するためには
健保組合にマイナンバーを届け出ている必要があります

ご存じですか? オンライン資格確認等システムのしくみ



事業主の皆さまからの届出を受けて、健保組合が中間サーバーに加入者情報を登録しています。マイナンバー、氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、住所に誤りがあると、オンライン資格確認等システムにデータの登録ができず、医療機関等の窓口で資格を確認できない場合があります。

事業主の皆さまに、**すみやかに正確な情報を提出していただく**ことがとても重要です。

POINT 01

「資格取得届」「被扶養者異動届」は5日以内に健保組合へ提出

健康保険法施行規則が改正され、事業主は資格取得の事実があった日から5日以内に、**マイナンバーを記載した資格取得届を健保組合へ届け出る義務がある**ことが明文化されました。

おねがい

マイナンバーの収集等を外部へ委託している場合には、内定後入社までに集めることができるよう、委託業者への依頼を早めるなど、業務（契約）の見直しをお願いします。

POINT 02

厳格な本人確認を行い**正確にマイナンバーを記載してください**

健康保険法施行規則の改正により、事業主は資格取得届の届け出に関し、被保険者に対してマイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができる、と規定されました。

届書には、正確なマイナンバーを記載してください。

また、住民票に記載されている氏名（漢字・カナ）生年月日・性別・住所を資格取得届に記載してください。

提出前に チェック

- 番号確認・・・正しい番号であるか確認
- 身元確認・・・番号の正しい持ち主であるか確認



東京薬業健康保険組合